

東京大学医科学研究所教職員休職規程

平成16年4月1日制定
東大医科研規則第15号
改定 平成18年 3月30日
平成20年 3月25日
平成26年 3月27日

(目的)

第1条 この規程は、東京大学医科学研究所教職員就業規則（平成16年医科研規則第1号。以下「就業規則」という。）第14条第3項の規定に基づき、教職員の休職に関する取扱いについて定めることを目的とする。

(休職中の責務)

第2条 教職員は、休職中であっても職務に従事しない他は、就業規則、労働協約、労働契約等関係規則の定めに従わなければならない。

(病気休職)

第3条 就業規則第14条第1項第1号に規定する休職（以下「病気休職」という。）及び当該休職の期間の更新は、原則として医師の診断の結果に基づき行うものとする。またこの場合、必要があるときは産業医又は国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）が指定する医師の診断を命じることがある。

2 前項の規定は、病気休職の期間を定める場合並びに復職又は休職の期間の満了前に復職させる場合についても同様とする。ただし、復職の場合にあつては、産業医又は大学法人が指定する医師の診断を受けなければならない。

(出向による休職)

第4条 就業規則第14条第1項第4号の規定に基づく休職は、この規程に定めるもののほか、東京大学医科学研究所教職員出向規程（平成16年医科研規則第13号）の定めるところによる。

(役員兼業による休職)

第5条 東京大学医科学研究所教職員兼業規程（平成16年医科研規則第17号。以下「兼業規程」という。）第3条第2項第2号に規定する兼業が許可される場合で、かつ、主として兼業する役員等の職務に従事する必要があり、大学法人の職務に従事することができないと認められる場合には、就業規則第14条第1項第5号の規定に基づき、これを休職にすることができる。

2 前項の規定により休職にするには、兼業規程に基づく許可を得ていなければならない。

(休職の期間)

第6条 休職の期間（就業規則第14条第1項第2号及び同項第4号に定める休職を除く。）については、同一の休職事由に該当する状態が存続する限り、その原因である疾病の種類、従事する職務内容等が異なることとなった場合においても、引続き3年を超えることはできない。

(休職中の給与)

第7条 休職の期間中は、東京大学医科学研究所教職員給与規則（平成16年医科研規則第4号）の定めるところによらなければ、何等の給与も支給しない。

（休職の手続）

第8条 教職員を休職（就業規則第14条第1項第4号の場合を除く。）にする場合は、その際、理由を記載した文書を交付する。ただし、教職員から同意書の提出があった場合は、この限りではない。

2 前項の文書の交付は、これを受けるべき教職員の所在を知ることができない場合においては、東京大学医科学研究所教職員懲戒規程（平成16年医科研規則第22号）第3条第3項の規定に準じて取り扱うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

（休職の経過措置）

2 この規程の施行日の前日において、現に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条及び人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条（同条第1項第1号の適用を受ける者を除く。）の適用を受け、休職として発令されている教職員は、当該発令の期間において、この規程の適用を受けているものと見なす。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。